

(ユニット型個室)

料金表

要介護度	介護サービス費(単位)	負担限度額 負担割合	介護保険利用者負担 日額(円)	基準外サービス		利用者負担分(合計)	
				居住費(円)	食費(円)	1日あたり(円)	31日(円)
要介護1	652	第1段階	652	820	300	1,772	54,932
		第2段階		820	390	1,862	57,722
		第3段階①		1,310	650	2,612	80,972
		第3段階②		1,310	1,360	3,322	102,982
		第4段階	2,020	1,580	4,252	131,812	
		2割負担	1,304	2,020	1,580	4,904	152,024
		3割負担	1,956	2,020	1,580	5,556	172,236
要介護2	720	第1段階	720	820	300	1,840	57,040
		第2段階		820	390	1,930	59,830
		第3段階①		1,310	650	2,680	83,080
		第3段階②		1,310	1,360	3,390	105,090
		第4段階	2,020	1,580	4,320	133,920	
		2割負担	1,440	2,020	1,580	5,040	156,240
		3割負担	2,160	2,020	1,580	5,760	178,560
要介護3	793	第1段階	793	820	300	1,913	59,303
		第2段階		820	390	2,003	62,093
		第3段階①		1,310	650	2,753	85,343
		第3段階②		1,310	1,360	3,463	107,353
		第4段階	2,020	1,580	4,393	136,183	
		2割負担	1,586	2,020	1,580	5,186	160,766
		3割負担	2,379	2,020	1,580	5,979	185,349
要介護4	862	第1段階	862	820	300	1,982	61,442
		第2段階		820	390	2,072	64,232
		第3段階①		1,310	650	2,822	87,482
		第3段階②		1,310	1,360	3,532	109,492
		第4段階	2,020	1,580	4,462	138,322	
		2割負担	1,724	2,020	1,580	5,324	165,044
		3割負担	2,586	2,020	1,580	6,186	191,766
要介護5	929	第1段階	929	820	300	2,049	63,519
		第2段階		820	390	2,139	66,309
		第3段階①		1,310	650	2,889	89,559
		第3段階②		1,310	1,360	3,599	111,569
		第4段階	2,020	1,580	4,529	140,399	
		2割負担	1,858	2,020	1,580	5,458	169,198
		3割負担	2,787	2,020	1,580	6,387	197,997

※食費・居住費は、市町村から「介護保険負担限度額認定」の交付を受け、認定証に記載されている額が、負担額となり
 ※介護保険負担割合証に記載されている割合によって負担割合が変わります。

<加算される料金> (1割負担の金額です)

※は該当される方のみ加算されます。

※初期加算	30円/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定 (30日を超える入院後に再入居した場合も同様)
※外泊時加算	246円/日	入院及び外泊の場合、1ヶ月に6日を限度として、基本部分に代えて算定
看護体制加算(I)	6円/日	入所定員31人~50人、常勤看護師が1人以上
看護体制加算(II)	13円/日	入所定員31人~50人、常勤看護師が1人以上 ・常勤換算で看護職員を入所者25人に対して1人以上、かつ、基準+1人以上 ・施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保
※配置医師緊急時対応加算	早期・夜間:650単位/回 深夜1,300単位/回	配置医師が指定介護福祉施設の求め方に応じ、早期(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)又は深夜(午後10時から午前6時まで)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に算定。ただし、看護体制加算(II)を算定しない場合は、算定しない。
夜勤職員配置加算(II)イ	27円/日	夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤最低基準+1名分の人数を多く配置していること
サービス提供体制強化加算(II)	18円/日	介護福祉士60%以上
栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士を入所者の数を50で除して得た数以上配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種が共同して作成した、栄養計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を行う。他の入所者にも食事の際の変化を把握し、早期に対応。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
介護職員処遇改善加算(II)	施設利用料+各種加算の合計金額の6%分	介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届出をし、サービスを行った場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料+各種加算(処遇改善加算を除く)の合計金額の1.6%分	